

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和5年山形県教育委員会12月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。  
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、山川委員と和田委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。  
(1)「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会からの報告書の提出について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 12月15日金曜日に、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会の委員長から、教育長あて検討委員会の報告書をいただきましたので、御説明いたします。お手元に、概要版と報告書本体をお配りしておりますが、この度は報告書をもとに御説明いたします。

初めにこれまでの検討の経過について、御説明します。報告1-11を御覧ください。検討委員会は、令和4年9月に第1回の検討委員会を開催して以来延べ4回、専門委員会は令和4年10月に第1回を開催して以来延べ5回開催し、検討を重ねていただきました。

次に、検討委員について、御説明します。報告1-13を御覧ください。検討委員会は、大学教授等の有識者、市町村教育委員会協議会代表、PTAの代表、教職員組合の代表、私立学校の代表、小中高の校長会の代表が委員となっております。専門委員会は、中高の教頭会代表と、教育局内各課及び県教育センターの代表が委員となっております。

報告1-4を御覧ください。「1 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置の背景と検討の対象とした課題」について御説明いたします。

初めに、「(1) 検討委員会設置の背景」について、御説明します。設

置に至る背景については、三つの背景がございます。①は、学校教育法施行規則の一部改正により、各高校が策定したアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施する必要性が生じたことが記載されております。入学者の受入れに関する方針でございます。

②は、現行の入学者選抜においては、小規模校の普通科を除き、普通科と、専門学科・総合学科で受検機会に差があり、その改善を求める声があること、「推薦」という名称が受検生等の出願を難しくしていることなどが記載されています。

③は、公立高校の入学者の減少、充足率の低下が続く中、特色ある学校づくりと教育活動の活性化に向け、県外からの志願者受入れ等を含めた募集の在り方に対する見直しの必要性等が記載されております。

報告1-5を御覧ください。「(2) 検討の対象とした課題」について御説明します。(1)の背景を踏まえ、検討委員会では、検討の対象とした課題を次の三つとしました。「① 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて」、「② 受検機会の改善について」、「③ 入学定員の充足率向上について」。三つのうち①と②については、検討内容に重なりがあることから、第2回の検討委員会で、一つの項目として協議することが定められたところです。

「2 検討結果について」の、「(1) 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて」、「(2) 受検機会の改善について」説明します。各高校が策定・公表したアドミッション・ポリシーと整合性のある入学者選抜の実施、及び普通科と専門学科、総合学科で受検機会の差をなくすための受検機会の改善等に向けて、他都道府県の実施状況等を参考にしながら、今後の本県での対応について検討した結果、次のような方法による入学者選抜の実施が望ましいとされました。

報告1-6を御覧ください。

「① 名称」については、「前期(特色)選抜」、「後期(一般)選抜」とし、「② 実施時期」については、前期(特色)選抜は、大学入学共通テスト実施日以降の直近の火曜日のA日程か、後期(一般)選抜から受付等の諸業務日程を差し引いて設定する2月初めのB日程のいずれかを、各高等学校で選択して実施するとしております。

後期(一般)選抜については、現行の一般入選と同じ日程での実施としております。

「③ 検査内容」について、前期(特色)選抜は、県教育委員会が示した検査内容から、各高校のアドミッション・ポリシーに合わせ、各高校が選択するとしております。報告1-7、「付帯事項」の②を御覧ください。検査内容の具体をアからオに示してあります。この中から一つから三つを各高校で選択して実施することが望ましいとされています。

報告1-6に戻りまして、「③ 検査内容」の、後期(一般)選抜については、現行の一般入選と同様の検査内容となっています。

「④ 志願資格」について、御説明します。前期(特色)選抜は、各高校のアドミッション・ポリシーを踏まえ、各高校で設定した要件を満

たす者とされています。要件については、成績（評定）、スポーツ的活動、文化的活動、ボランティア活動、取得資格等が考えられます。また、入学を確約できる者も要件とされています。後期（一般）選抜は、現行の一般入選と同様です。

「⑤ 募集人員」について御説明いたします。前期（特色）選抜は、各高校の各学科の定員の5パーセント以上50パーセント以内として、各高校が設定するとされています。音楽科、体育科は記載のとおりです。後期（一般）選抜は、記載のとおりです。

報告1-7の「付帯事項」を御覧ください。

①は、前期（特色）選抜の設定について記載しています。先ほど示した実施時期等について、総合的に勘案しながら定めることが重要とされています。また、A日程を設定することにより、受付期間が早まることから、中学校、高等学校の年末年始の諸業務に配慮するよう求められています。

③は丁寧に周知を行うことが示されています。④にあるとおり、令和8年度入学者選抜からの実施を基本とすることが望ましいとされました。

続いて、「(3) 入学定員の充足率向上について」、御説明します。

令和6年度入選から、県外志願者受入れ校を、「入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科」に拡大し、受入れ要件を、「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」に変更したところですが、更なる入学定員の充足率向上に向けて、「県外志願者受入れの拡大」と「前期（特色）選抜の一部先行実施」について検討し、次のような結論に達したところですが、

報告1-8を御覧ください。まず、県外志願者の拡大に向け、受入れ要件を一層緩和するというものです。具体的には、「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」を「直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科」に緩和するというものです。

次に、入学者が定員に満たない普通科において、受検生への影響等を考慮しつつ、令和7年度入学者選抜から、前期（特色）選抜を実施できることとするというものです。

この二つに関する「付帯事項」を御覧ください。①は県外志願者受入れに関するものです。②は、前期（特色）選抜を前倒しで実施する場合の留意点となります。実施日は、推薦入選の面接等実施日、令和7年2月3日で、先行実施できる条件を明確にし、受検生とその保護者に丁寧に説明するとともに、中学校、高校の現場が混乱を来さないようにする必要があるとされています。

入選改善に係る今後の日程ですが、令和6年1月下旬に、公立高等学校の改善方針案を完成させ、同年2月上旬に定例教育委員会に付議、決定の後、同年2月中旬に県議会常任委員会に報告の上、改善方針を公表する予定としております。

また、補足となりますが、今月16日土曜日、新聞朝刊に報告書に関

する「歓迎の一方、懸念の声も」という記事が掲載されたところですが、今回の報告書は生徒、保護者目線で改善の方向性をとりまとめたものだとしております。現在の中学3年生が受検する令和6年度入学者選抜において、普通科で1回しか選抜のチャンスがないのは、全国で山形県を含む6府県のみとなっております。報告書では、受検機会の改善が必要とされました。

記事の中で、ある元県立高校長の発言として、「他県で廃止した制度を導入しようとしている」とございました。記事にある福島県は令和2年度入学者選抜から面接や作文を中心とする選抜と5教科学力検査による選抜を3月にまとめて実施することとしましたが、それまでの旧制度と違って、同時期に両方の選抜を行うため、志望校の変更ができません。また、志願者は、5教科の学力検査の追い込みの時期に、面接対策等にも準備の時間を割くことになり、負担となっているようです。福島県の地元の新聞では、現行制度導入から4年連続で定員割れが続いているため、現行制度見直しの必要性を訴えているところです。

さらに、記事の中で、元県立高校長は、学力低下を最も心配しておりますが、御承知のとおり、学力とは、従来のように知識だけではなく、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」、また、「主体的に学習に取り組む態度」までを含むと規定されており、中学校では、教科の学習に加えて、総合的な学習の時間において、地域や社会を深く知ったり、将来の学びや職業に関する意欲、また主体性等、様々な資質・能力を育成しております。これからの入学者選抜では、これら生徒個々の様々な資質・能力を多様な方法で評価する必要があり、5教科のペーパーによる学力検査だけで、全ての生徒を評価するというのは時代にそぐわないと考えます。県中学校長会からも、「探究型学習で身に付けた資質・能力が適切に評価される選抜方法の検討」について2年連続で要望を頂戴しているところです。

説明は以上となります。今回頂戴した報告書は、本県の公立高等学校入学者選抜方法の改善に向け、非常に大きな意味をもつものであると捉えております。中学校、高校の現場が混乱しないよう留意した上で、今後の改善方針の策定など、入学者選抜方法の改善に取り組んでまいります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<工 藤 委 員>

娘が中学3年生なので、この問題に直面しているのですが、例えば中学校の学期ごとのテストでの成績と、高校受検で他の学校の生徒と競って合格できるかできないかは別と感じています。学校単位では自分が前のテストと比べてどのくらい点数が取れているかというのは分かりませんが、高校受検では塾や校外の模試を自分で希望して受けないと自分がどの辺にいるのかが見えてこないと感じています。そうなるとう学校を選ぶ際に迷う家庭がたくさん出てきます。

ほかの保護者の方とお話させていただくと、私立を選択した方がプ

レッシャーや受検生活から早く解放されるので、それが決め手になるという話を本当によく聞きます。私立は複数校受けることもできる中で、県立の場合一つしか受けられないというのはデメリットしかないのかなとお聞きするので、報告書にまとまっているとおりに、前期・後期と機会が増えるというのはすごく良いことだと思います。

学力低下についての懸念の話もありましたが、受検勉強を通した学力の蓄積が低下することについて心配されているのかなと思ったところです。今のこの時期にいかに詰め込むかということをしている子どもたちを見ていると、「詰め込みじゃない」と思いながらも、合格するためにはみんな詰め込みをしているので矛盾を感じています。本当は自分で考えて、こうしたい、ああしたい、これも体験してみたいけれど、そんなことに気を取られている人は受検では合格できないよというジレンマにあると感じています。学校の授業の中でも、社会の公民の政治参加のところなどで自分たちで考えた地域課題に対して、こういう政策はどうかといったことを例えば市民の意見として議会に出したりしたいという話に対し、市の教育委員会から時期的に受検に専念してほしいというお話があって結局できなかったということをお聞きします。

何が本当に子どもたちに経験や知識として残るのかを考えたときに、詰め込みではないのではないかなと思いつつ子どもたちに接しているので、選抜の方法について5教科の学力だけでないところで判断することがあると、子どもたちにとってはすごく明るい未来になるのかな、選択肢も広がるのかなと感じているところです。

一方で、先生方や学校の負担がどうなるのかを想像してみると、ちょうどこの落としどころというのは難しいと思いき、記事も読ませていただいて、どうなのかなと感じたところでした。

先ほどお聞きして、受検機会が1回しかない県は意外と少ないと感じたので、何とか良い方向に進んでいけるように知恵を絞って進めたいと思ったところです。

<教 育 長>

確認ですが、今回の見直し・検討を進めた背景がいくつかあり、その中でスクール・ポリシーを策定し、その三つの方針の中で、アドミッション・ポリシーとして学校が考える募集したい生徒の方針を持つようにとの文部科学省の考え方があって、それに沿ったやり方として、今回は二つのやり方を説明しているわけです。

説明にありましたように、学びというものに対する考え方も、我々の世代が詰め込みで一生懸命やってきたような学びが、果たしてそれだけでいいのか、むしろ違うのではないかとされている中での選択だと思いますが、これは全国的に同様のやり方がされている、あるいはされようとしているということですのでよいのですよね。

<高校教育課長>

はい。令和3年3月に法令の改正があり、各高等学校はどういう教育をやろうとしているのか、どういう生徒を受け入れたいのかが明確になるように、スクール・ポリシーを設定して公表するように義務化され、

同時にそれに沿った入試制度を検討していくことが求められているところでございます。

<教 育 長> 検討委員会の委員長は米沢栄養大学学長で高等教育機関の方であり、それから市町村の教育委員会の方、中学校・小学校の校長会の会長、PTAも入っています。最終的にこのような報告書になりましたが、何か御心配の声はありましたか。

<高校教育課長> それぞれのお立場で御心配な点を出していただいて、それを付帯事項として報告書の中に盛り込んでいただいており、事務局ではしっかりと反映した改善策を作っていくことを考えております。

例えば報告書では、令和7年度入学者選抜時に充足率が満たされていない学校は、今の中学2年生から一部内容を実施できることとなっています。その場合にどういう基準で、どういう方法で行うのかは報告書には記載がありませんので、中学校などでは心配ということがあるかと思えます。

<教 育 長> 今回は報告書に示された基本的な枠組み、考え方に対して、大きな懸念は特になかったということによろしいですね。

<高校教育課長> はい。三つの課題を検討し改善していくことを大きな目標に御議論いただき、これについては、検討委員会、それから専門委員会には教頭先生なども入って、その実態を捉え果たして実施できるのか否かというかなり厳密な検討もしていただき、懸念を解消した上で報告書を作成していただいております。

<山 川 委 員> 前期と後期に分けると、前期はA高校を受けて、後期はB高校を受けることも可能になるのでしょうか。

<高校教育課長> まず、今は推薦入選が2月にあります。仮にそこの学校が不合格となった場合、一般入選で落ちた、落とされた学校を受けるのは嫌だという生徒もおり、その場合は変更して受けることが可能になっています。あるいは、もう1回チャレンジすることも可能になっています。

今回そこまではこの報告書の中に記載がありませんので、1月末までに作成する改善方針案で明確にしていくことになろうかと思えます。

<山 川 委 員> 前期選抜は入学定員の5パーセントから50パーセントとのことですが、5パーセントは200人定員だと10人、250人だと12、3人になります。これまでの推薦制度でも、いわゆる進学校と言われるところは、推薦を使わなかったと思うのです。そういう高校は、各学校で決めるとなると、一定程度の成績が必要だという考え方があると思うので、やはり5パーセント以上であれば5パーセントとするところが予想としては多いのではないかという気がするのです。

そうすると、どうしてもA高校に行きたい生徒はまずそれにチャレンジして、駄目なら駄目で後期選抜になればよいということで、かなり集中してくる可能性もあるかもしれません。

しかも、定員の充足に関係して、もう定員を充足している高校はそれなりの数がある。一方で、半分にも満たないような高校もある。こういう制度を実施するときに、かなり温度差が生じます。定員の充足はもちろん定員を満たしていない高校に対しての考え方であって、既に満たしていて、恐らく今後も定員くらい的人数は入るだろうという高校では、関係ない話になります。こういう制度を実施するときにはある程度一律にやることになるのは分かるのですが、高校によって様々な事情があるのに、どこかで問題ないのかなという印象があります。

例えば山形市内の普通科の高校だと、学校の負担が増えるという感覚だけが非常に大きくなったり、生徒たちは絶対入りたいと思ったら前期も後期も2回受けるとすると、それはそれで結構な負担になります。前期に非常に集中してくれば大半落ちることもあり、なかなか難しいと思います。

また、定員の5割に満たない高校で、前期と後期に分けて本当に入学者が増えるのかなとも思います。やってみないと分からないということだと思うのですが、今までの推薦制度でも少ないところは少ないままで、顕著に増えているということはなかったと思うのです。うまくいけば増えそうな気はしますが、一旦やり始めたら後ろに引けないので、あまり効果がなかったら負担だけが残る心配があります。

様々検討されて、検討委員会でもそういった話も出てきた中で、こういう結論ということですので、私が新聞報道等を見た後で考えるのとは違うのかもしれませんが、懸念はあります。やってみただけあまり大した効果はないとならなければよいと思います。

<教 育 長>

全国的にはほとんど主流になっているやり方で、先ほどの話にもあった学びの捉え方などの様々な視点があってこのようにされています。

御懸念として、やってみないと分からないということは当然あると思います。どこに視点を当てて議論するかということもあると思いますので、絶対こうだとは言いきれないですが、全国の状況からすると、こういうやり方自体は肯定的に捉えられて、かつ結果としても、肯定的に進んでいるという理解でよろしいですか。

<高校教育課長>

はい、そうです。

<教 育 長>

基本的にはですね。程度問題はいろいろあるでしょうし、学校によっても違いが出てくるのは受検制度全体の課題、避けきれないことですので、そういうことはあると思います。

<高校教育課長>

もう少しお話させていただきますと、例えば前期選抜でパーセンテージをたくさん取ると、その分後期選抜の定員が少なくなってしまうとこ

ろがありますので、そこをその学校でどう考えるかということがございます。

あとは、ペーパーテストは割と採点等が容易な一方、面接や作文はある程度時間がかかる場合もあり、何人何パーセントその対象とするか、時間的にこのくらいの人数だったらこの期間で大丈夫だろう、こういった考え方を持って学校ではその方法を選ぶのではないかと考えております。

また、A日程は、大学入学共通テスト直後の日程になりますので、割と進学者が多い学校以外のところが入ってくるのではないかと思います。このA日程は、私立高校の推薦入試の1回目とほぼ同じ時期になっており、中学生にとっては私立と公立のA日程を設定している学校と選択肢が増えるということになるかと思っております。

<丹 治 委 員>

本当に個人的なお話をするのですが、受検が1回2回、良い悪いではなくて、子どもたちのことを考えると、可能性が広がる、選択肢があるというのはすごく良いことだと思いますし、今は入学者選抜に関してのお話になっていますが、そこはただ一つだけをクローズアップしてお話をしているだけで、山形県の教育に関することが全て変わっていくきっかけになるのではないかなと思います。

確かに学校の先生たちの負担が増えるのも分かりますし、子どもたちも試験の期間が延びて負担も増えるかもしれないですが、今までのやり方ではもううまく回らなくなっている、地球の環境もそうですし、子どもたちの勉強の仕方もそうだと思うので、何か一つきっかけが変わっていくというのがこの選抜のやり方だと思います。保護者の方も学校の先生も検討委員会に入っていますので、懸念材料として様々なことがあるかもしれないですが、そのことも1回受け止めなければならないし、先生が負担だからやらないではなく、子どもたちのことを最初に考えればできないとは多分言えなくなってくると思います。やるかやらないかではなくやっつけていかなければならないときに来ていると思うので、懸念材料や課題もたくさん出てくると思うのですが、一つずつ丁寧に話をして形にしていくことが大事ではないかなと思います。

<教 育 長>

最初の説明の冒頭でも、今回の見直しは子どもたちにチャンスを与えるということをまず一つの視点として検討いただいたということですが、受検の日数、例えば、1回から2回になることにより期間が延びるというような見方は、県立高校について言えばそうなりますけれども、実際は私立の動きがもっと早くから始まっております。子どもたちはもうそれで受検の場にさらされているわけなので、そこに県立の選択肢が入ったからといって、それは特別なものではないのではないかなと私は思います。そういう意味でも、今回の見直しはそれなりの意味はあるのではないかなと思います。

<小 関 委 員>

先ほど各高校の事情によって違うという話が山川委員からあったと



おり、学校ごとの事情に合わせた対応というのが求められるのかなと思います。

栃木の例ですと、県で2番目に偏差値が高い学校で全部特別選抜にして一般入試なしにしたりと、学校によって変えているところもあるので、そういう対応があってもいいのかなと思います。その学校で面白いなと思ったのが、海外特別選抜というのがあり、外国人を受け入れているのです。国内全体で少子化しているので、先駆けて外国人を高校のうちから受け入れるという考えを持たれてやっているところもあります。

次の改善として海外から学生の受入れというのも考える必要があるのかなと思うので、それも含めて、今までと変わらずやっていくのでは難しいという意識改革の意味でも今回の改善を進めたらどうかと思います。

<和田委員>

皆さんの御意見を伺いながら私もずっと思っていたのですが、先生方の負担がかなり増えることで、山川委員の話にもあったのですが高校によってかなり温度差が生じ、二極化してしまうのではないかなという想像はつくのです。

先生方は、ICT教育も進んでこの10年でめまぐるしく変わった、今までの教育現場とかけ離れたところにいらっしゃる中で新しい制度が来るということになります。前期選抜の検査内容三つを選ぶのもすごく大変だと見ており、単純に個人面接、集団面接のどちらかは必ず選ぶだろうと予測すると、その他からまた二つを選ぶこととなり、一人の生徒に対する対策を取るにしても、先生一人では一クラス分をケアするにはとても足りないだろうと思います。そういった中で、先生の助けとなるようなコーディネーターの方を増やすなど、何とか生徒の希望を叶えながら、先生の心のケアもしていただければと思います。

<教育長>

学校で実際に作文や面接を行う際の、ポリシーを踏まえた様々なポイントやこつ、ノウハウがあるかもしれません。学校の特色を出すのはそれでよいと思うのですが、皆さんで工夫を共有する場を設けて、やり方自体にあまり変な差がないようにしていくということも生徒たちにとって大事ですので、是非様々な工夫をしていきたいと思っています。

<高校教育課長>

貴重な御意見ありがとうございました。

<教育長>

ほかになれば、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<教育長>

議第1号「山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第1号について御説明申し上げます。

議1-1を御覧願います。当議案は、山形県神室少年自然の家の指定

管理者の指定について、昨日閉会されました県議会 12 月定例会において議決されましたことから、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、株式会社ひかりを指定管理者として指定することについてお諮りするものでございます。なお、この株式会社ひかりは、令和 3 年度から今年度末まで指定期間となっている現指定管理者でございます。

本日可決いただければ、当団体に対し、指定管理者の指定についての通知をしますとともに、包括協定を締結の上、令和 6 年 4 月から指定管理業務を開始することとなります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第 2 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 2 号は秘密会にて審議 》

## ⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。